

令和 7 年度 栃木市住宅用低炭素設備設置費 補助金申請の手引き

栃木市では、地球温暖化防止対策のため、定置型蓄電池や電気自動車充電システム(V2H)の設置を推進しています。

【はじめにお読みください】

◎予算上限に達し次第受付終了となります。

◎申請書類に記入する際は、文字を消すことができる筆記用具(フリクションなど)は使用しないでください。

◎申請書等に使用する印鑑は、すべて同一の印鑑を使用してください。

◎申請書類の返却はできません。必要な書類は提出前にコピーをとり、控えを作成してください。

◎偽りやその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、もしくは受けようとしたときは、補助金交付決定の取り消し、補助金の全部もしくは一部の返還をしていただくことがあります。



令和7年 4月

栃木市 カーボンニュートラル推進課 カーボンニュートラル推進係

1 補助金の概要

(1) 補助の対象となる事業

- ①市内の住宅(専用住宅、併用住宅等)への低炭素設備の設置
- ②市内の低炭素設備が付属する住宅の購入

※居住用の建物に付属する建物(車庫、納屋、離れ等)への設置も補助対象となりますが、居住用の建物へ電力を供給できることが条件となります。

(2) 補助金の対象となる設備

①定置型蓄電池

- ・発電した電力を蓄電し、分電盤を介して生活に必要なエネルギーとして供給する定置型の装置
- ・平成29年4月1日以降に設置したもの
- ・住宅に設置する太陽光発電システムに接続し、当該住宅に電気を供給することができるもの
- ・未使用のもの
- ・リース契約の場合は、当該契約にて中途解約ができないものであり、かつリース期間終了後に無償で譲渡されることが明記されているもの

②電気自動車充給電システム(V2H)

- ・分電盤と接続し電気自動車に電力を蓄電、かつ電気自動車に蓄電した電力を分電盤を介して生活に必要なエネルギーとして供給する装置
- ・令和2年4月1日以降に設置したもの
- ・住宅に設置する太陽光発電システムに接続し、電気自動車に電力を蓄電し、かつ当該電気自動車から住宅に電気を供給することができるもの
- ・リース契約の場合は、当該契約にて中途解約ができないものであり、かつリース期間終了後に無償で譲渡されることが明記されているもの

(3) 補助の回数

定置型蓄電池、電気自動車充給電システムそれぞれ1住宅につき1補助、かつ1申請者につき1回限りとします。

(4) 補助対象者

以下を満たす方が対象となります。

- ①対象事業の対象となる住宅に居住している者
- ②住宅が自己所有以外である場合は、住宅所有者の承諾書を提出できる者
- ③市税を完納している者

(5) 補助対象となる費用

- ①定置型蓄電池、電気自動車充給電システムの本体費用
- ②定置型蓄電池、電気自動車充給電システムの設置工事費用

※同一の物件について、国や県など他の補助金を受けている場合でも補助を受けることができます。その場合、設置費用から交付を受けた補助金の額を差し引いた額が補助対象費用となります。

(6) 補助金額

- ①定置型蓄電池
 - ・補助の対象となる費用の10%で、上限 50,000円
 - ※1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた額

- ②電気自動車充給電システム
 - ・一律 40,000 円

(7) その他

- ・設置確認のための現地調査にご協力をお願いいたします。
(基本的に立ち会いは不要です。)
- ・補助金の交付を受けた設備の適切な維持管理をお願いします。
- ・市の施策(アンケート等)についてお願いする場合がありますのでご協力をお願いいたします。

(8) 問い合わせ

カーボンニュートラル推進課 カーボンニュートラル推進係

TEL:0282-21-2434

FAX:0282-21-2671



2 補助金の申請方法

申請は、設置完了後かつ入居日以降に行ってください。

(1) 受付期間

令和 7 年4月1日(火)～令和 8 年3月13 日(金)

※受付は先着順です。

予算上限に達し次第受付終了となりますのでご注意ください。

(2) 提出書類

末尾の「申請書等書類チェックリスト」をご確認ください。

(3) 提出先

以下へ郵送、またはカーボンニュートラル推進課窓口へ直接ご提出ください。

〒328－8686

栃木県栃木市万町9－25 3階

栃木市役所 カーボンニュートラル推進課 カーボンニュートラル推進係

(4) 受付・審査

①受付

提出を受けたのち、カーボンニュートラル推進課職員が書類を確認させていただきます。書類に不備・不足・その他確認事項あった場合はカーボンニュートラル推進課からご連絡いたしますので、ご対応をお願いいたします。不備等がないことを確認後、正式に申請受理となります。

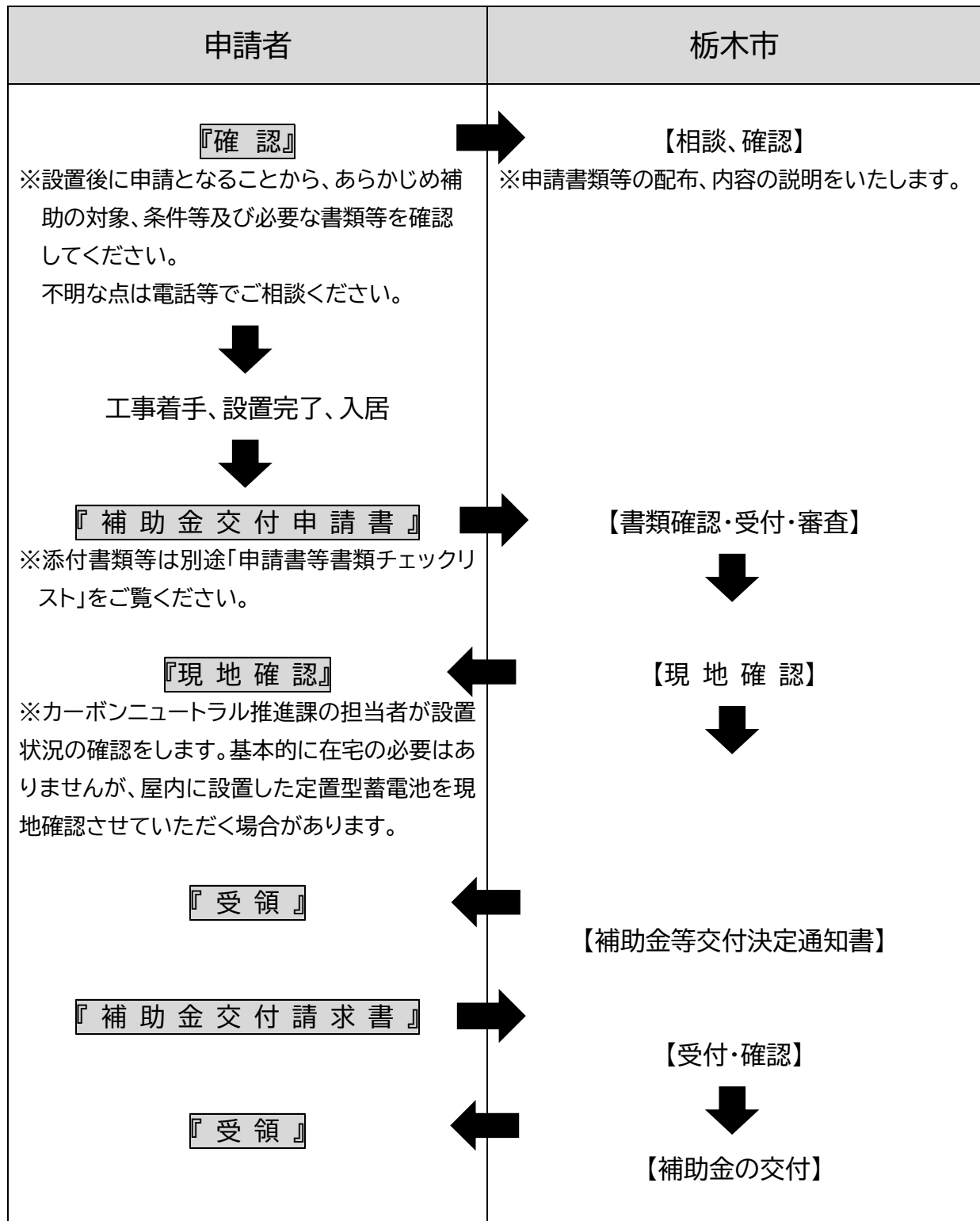
②審査

申請受理後、設備の設置確認のため現地確認を行います(基本的に申請者の立ち会いは不要です)。また、住民票・市税完納証明の提出を省略した場合は申請者の住民登録確認、申請者の市税完納確認を行います。

③審査結果の通知

補助金交付の可否について決定を行い、交付決定通知書を申請者あてに 送付いたします。なお、交付ができない場合もその旨を通知します。

(5) 補助金交付までの流れ



3 よくあるご質問

(1) 全般

	質問	回答
1	複数の機器に対しての補助金は申請できますか？	申請できます。 申請するそれぞれの機器の補助条件を満たしていれば、申請いただけます。
2	複数の機器の申請を別々にすることはできますか？ 例えば、まず蓄電池の申請のみをし、その後、電気自動車充電システムの設置をした場合、追加で電気自動車充電システムの申請をすることはできますか？	申請できます。 ただし、太陽光発電システムが事前に設置されている、もしくは同時に設置することが条件となっております。
3	国、県の補助金を申請していますが、重複して栃木市の補助金を申請することはできますか？	申請できます。 ただし、国等から受け取る補助金額は、補助対象経費から控除していただく必要があります。
4	申請書類はどこで入手できますか？	市役所カーボンニュートラル推進課の窓口、もしくは市ホームページからダウンロードできます。
5	郵送でも申請書類を受付してもらえますか？	受付できます。 ただし、書類に不備がある場合は受付できませんので、「チェックリスト」を活用していただき、不備がないようご注意ください。
6	クレジットカードで決済したため領収書が出ない場合にはどうすれば良いですか？	住宅ローンやクレジットカード支払いのため、領収書が発行できない場合には、領収書の代わりとして、代金を受領したことがわかる書類(書式は任意。ただし、社印付きのもの)を添付してください。
7	窓口で申請書の書き方を教えてもらいながら作成し、提出することはできますか？	可能です。 窓口で申請書の作成をする場合は、申請者ご本人であることが条件となります。また、申請書以外にも添付書類の提出が必要となりますので、ご注意ください。なお、担当者が不在の場合がありますので事前に、ご予約ください。

8	住居表示の変更があったのですが？	「住居番号附番通知書」の写し、もしくは市民生活課で発行する「住居表示の変更があったことを証明する証明書」を添付してください。
9	店舗兼住宅に設置した場合、申請することはできますか？	申請できます。 店舗兼住宅の場合は、住宅用低炭素設備に係る契約が申請者個人の契約であり、かつ、申請する店舗兼住宅に居住（住民票を置いている）していることが条件となります。
10	住宅の位置図はどのようなものが良いですか？	現地確認に行きますので住宅地図が良いですが、PCの地図でも住宅の位置がわかれば問題ありません。
11	契約書は全部コピーを取るのですか？	契約者の氏名・捺印、業者名と社印が押してあるところをコピーしてください。
12	建物全体の写真はどのようなものが良いのですか？	現地確認時に使用しますので、太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真を添付してください。
13	4月に市外から転入してきたのですが、市税完納証明書は必要ですか？	必要です。 栃木市の税務課にて、「栃木市税に関する課税はありません」と記載されている市税完納証明書を取り、添付してください。
14	市税完納証明書、住民票が申請日より1か月以上前の物なのですが添付書類として有効ですか？	申請直近のもの（概ね1か月以内のもの）を必要としますので、取り直しをお願いいたします。 証明書等は、申請間際にお取りいただくようお願いいたします。
15	住民票をまだ移していないのですが申請できますか？	できません。 住民票を移してから申請になります。
16	国、県の補助金も提出したのですが、決定通知書がまだ届いていないのですが？	添付書類として必要ですので、決定通知書が届いてから、申請書の提出をお願いいたします。
17	製品カタログが手元にないのですが？	販売店の方にもらうか、PCで製品が載っているところ（品番が分かるところ）を印刷し、提出してください。コピーでも可能です。
18	補助金等交付請求書を申請書と一緒に提出してもよろしいでしょうか？	提出可能です。 補助金交付申請書と一緒にの提出も可能です。お預かりいたします。

(2) 定置型蓄電池に関すること

	質問	回答
1	コンセントから直接充電して利用する蓄電池は補助の対象ですか？	補助の対象となりません。 定置型蓄電池の補助対象機器としての条件である「住宅に設置する太陽光発電システムに接続し、当該住宅に電気を供給することができるものであること。」を満たすことができないものと考えられます。
2	定置型蓄電池を先に導入し、後で太陽光発電システムを導入する場合でも、補助金の申請をできますか？	できません。 太陽光発電システムが事前に設置されている、もしくは同時に設置することが条件となっています。
3	太陽光発電システムと直接連系していることを確認する書類はどのようなものですか？	電力会社へ提出している「単線結線図」を想定しております。提出しているものとは別に単線結線図を作成していただいても問題ありませんが、だれの家単線結線図なのか、誰が作成したのかが分かるように作成してください。
4	平成29年4月より前に設置した定置型蓄電池は補助の対象となりますか？	補助の対象になりません。 平成29年4月1日以後に設置が完了した定置型蓄電池が補助の対象となります。

(3) 電気自動車充給電システムに関すること

	質問	回答
1	電気自動車充給電システムとはどのようなものですか？	V2Hといわれるもので太陽光発電システムが発電した電気を電気自動車に充電でき、電気自動車が蓄えた電力を住宅の家庭用電力として利用できる充給電システムになります。
2	普通充電器は補助の対象になりますか？	補助の対象となりません。
3	電気自動車充給電システムを先に導入し、後で太陽光発電システムを導入する場合でも、補助金の申請をできますか？	できません。 太陽光発電システムが事前に設置されている、もしくは同時に設置することが条件となっています。
4	太陽光発電システムと直接連系していることを確認する書類はどのようなものですか？	電力会社へ提出している「単線結線図」を想定しております。提出しているものとは別に単線結線図を作成していただいても問題ありませんが、だれの家単線結線図なのか、誰が作成したのかが分かるように作成してください。
5	令和2年4月より前に設置した電気自動車充給電システムは補助の対象となりますか？	補助の対象となりません。 令和2年4月1日以後に設置が完了した電気自動車充給電システムが補助の対象となります。
6	V2H 設置後の写真はどのようなものが良いですか？	車検証に記載された電気自動車と V2H がケーブルで接続されたものが望ましいです。

4 提出書類チェックリスト

(1) 定置型蓄電池

- ☐ 住宅用低炭素設備設置費補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ☐ 定置型蓄電池補助金額計算書（様式 蓄電①-1、蓄電①-2）
 - ・蓄電①-1について、メーカー名・型式・容量は、保証書・カタログ等で確認できるものを記入
 - ・蓄電①-1について、下請業者がある場合は下請業者の連絡先を余白に記入
- ☐ 定置型蓄電池の設置に係る工事請負契約書等のコピー
 - ・電子契約の場合は、契約書原本とIDが一致する締結証明書等を添付
- ☐ 定置型蓄電池の設置に係る領収書のコピー
 - ・蓄電池に係る金額がわかるもの
- ☐ 定置型蓄電池設置費内訳等確認書（様式 蓄電②）
 - ・領収書を発行した事業者が押印
- ☐ 定置型蓄電池を設置した住宅の位置図
 - ・住宅地図、航空写真などで、設置場所が特定できるもの
- ☐ 当該機器の保証書のコピー
 - ・申請者氏名、住所、保証開始日、保証期間、販売店が記載されていること
- ☐ 建物全体（太陽光パネルが写っているもの）、定置型蓄電池の設置後写真
 - ・太陽光パネルがよく見えない場合は割付図（屋根の上の図面）を添付
 - ・建物には足場がないこと
 - ・蓄電池本体に仕様が表示されている場合は、その部分を撮影し添付
撮影が困難な位置に表示されている場合は、固定される前に撮影
- ☐ 太陽光パネルと定置型蓄電池が連系していることがわかる電気配線図
 - ・電気事業者に提出した単線結線図など
- ☐ 補助金振込先確認書
- ☐ 製品カタログ
 - ・機器の該当箇所のコピー
- ☐ 請求書（別記様式第6号）
 - ・住所・氏名・振込口座を必ず記入
 - ・その他の欄（日付、領収書欄など）は記入しない

（以下該当する方のみ提出）

- ☐ 本補助金以外の補助金交付決定通知書のコピー
 - ・定置型蓄電池に対する国、県などの補助を受けている場合のみ提出

□ **市税完納証明書及び住民票**

- ・ 交付申請書（別記様式第 1 号）で「市の職員が調査することについて、同意します。」にチェックを入れた場合は不要

(2) 電気自動車充給電システム

- ☐ 住宅用低炭素設備設置費補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ☐ 電気自動車充給電システム補助金額計算書（様式 電充①）
 - ・電充①について、下請業者がある場合は下請業者の連絡先を余白に記入
- ☐ 電気自動車充給電システムの設置に係る工事請負契約書等のコピー
 - ・電子契約の場合は、契約書原本とIDが一致する締結証明書等を添付
- ☐ 電気自動車車検証のコピー
 - ・所有権が留保されている場合は、買主(使用者)の住所と住民票住所が一致していること
- ☐ 電気自動車充給電システムの設置に係る領収書のコピー
 - ・当該機器に係る金額がわかるもの
- ☐ 電気自動車充給電システム設置費内訳等確認書（様式 電充②）
 - ・領収書を発行した事業者が押印
- ☐ 電気自動車充給電システムを設置した住宅の位置図
 - ・住宅地図、航空写真などで、設置場所が特定できるもの
- ☐ 当該機器の保証書のコピー
 - ・申請者氏名、住所、保証開始日、保証期間、販売店が記載されていること
- ☐ 建物全体（太陽光パネルが写っているもの）、電気自動車充給電システムの設置後写真
 - ・太陽光パネルがよく見えない場合は割付図（屋根の上の図面）を添付
 - ・建物には足場がないこと
 - ・設置後写真は、電気自動車と当該機器をケーブルで接続したもの
- ☐ 太陽光パネルと電気自動車充給電システムが連系していることがわかる電気配線図
 - ・電気事業者に提出した単線結線図など
- ☐ 補助金振込先確認書
- ☐ 製品カタログ
 - ・機器の該当箇所のコピーで可
- ☐ 請求書（別記様式第6号）
 - ・住所・氏名・振込口座を必ず記入

（以下該当する方のみ提出）

- ☐ 本補助金以外の補助金交付決定通知書のコピー
 - ・電気自動車充給電システムに対する国、県などの補助を受けている場合のみ提出
- ☐ 市税完納証明書及び住民票
 - ・交付申請書（別記様式第1号）で「市の職員が調査することについて、同意します。」にチェックを入れた場合は不要
 - ・申請日から概ね1ヶ月以内のもの